狭あい道路(幅員4メートル未満)における道路用地の取り扱いについて

建築行為に係る道路の幅員は、建築基準法の規定により4メートル以上必要であり、4メートル未満の 道路は拡幅するための後退が必要です。伊丹市では、その後退をした道路の取り扱いについて、「伊丹市 狭あい道路拡幅整備に関する要綱」を設置しています。その概要は次のとおりです。

1. 協議書の提出

建築確認申請の前もしくは申請に併せて、事前協議及び協議書の提出が必要です。建築確認申請を行う際に「狭あい道路事前協議書」を提出し、協議して下さい。

事前協議では、下記内容の内容について協議します。なお、内容(私道等)により、本要綱の適用を受けない場合があります。

- (1)後退道路用地の取り扱い(寄付、無償使用及び自主管理)について協議します。
- (2) 角地等においては、隅切りについてご協力いただく場合があります。

2. 道路用地の取得等

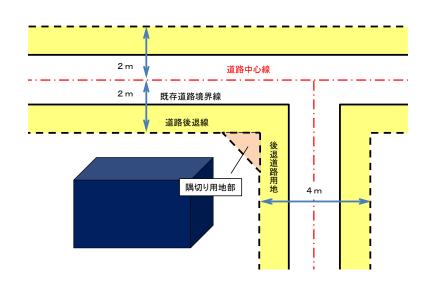
測量・分筆作業等における費用は、建築主等での負担をお願いしています。寄付における所有権移転登記は市が行います。

また、道路用地内に既に存する門、塀、生け垣、花壇、擁壁等は、市が道路整備を行うまでに、建築主 等の費用負担で撤去(除去)し、道路の整備が可能な状態にしていただく必要があります。

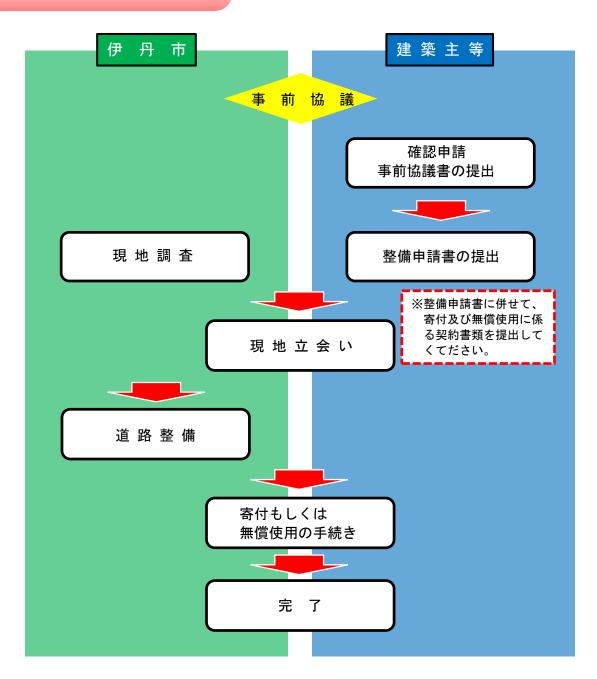
無償使用等の土地の部分については、固定資産税及び都市計画税の減免が受けられます。

3. 道路用地の整備・維持管理

寄付もしくは無償により使用する道路用地は、市が道路・側溝等の整備を行い、その後は市道として 維持管理を行います。



く 手 続 き の 流 れ >



< お問い合わせ先 >

伊丹市 都市交通部 道路室 道路建設課 TEL:072-784-8060(直通) 〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧1丁目1番地(市役所5階)